

ハラスメントのないキャンパスづくり

ハラスメントとは？

ハラスメントは人権侵害です。

学園内で起こり得るハラスメントとしては、次のようなものがあります。

○セクシュアル・ハラスメント

他の者を不快にさせる性的な言動による人権侵害

○アカデミック・ハラスメント

就学上・就業上の地位等を利用した不適切で不当な言動による人権侵害

例えばこんなことがハラスメントになります

○セクシュアル・ハラスメント

- ・身体的特徴を話題にする。
- ・「男のくせに根性がない」、「女性は学問を続けるより、結婚したほうが幸せだ」など性についての思い込みや一方的な価値観を押し付ける発言をする。
- ・身体の一部に意識的に接触する。
- ・出張への同行を強要したり、出張先で個人指導として自室に呼ぶ。
- ・飲み会等で自分のそばに座席を指定したりお酌をさせたりする。
- ・人格を認めないような「僕、坊や、お嬢さん」、「おじさん、おばさん」などの呼び方をする。

○アカデミック・ハラスメント

- ・正当な理由なく、教育研究指導やアドバイスをしない。
 - ・心身の健康を害する可能性があるような不当な課題達成を強要する。
 - ・不当に低い評価をしたり、単位を与えない。
 - ・職務上必要な情報を意図的に与えない。
 - ・「こんなこともできない」、「いない方がまし」など、ひどい非難叱責をする。
 - ・からんだり、暴言をはいたりするなど、酔った上での迷惑行為をする。
- etc

あなたが加害者にならないためには

ハラスメントかどうかは、受け手がそれを不快に感じるかどうかです。相手が嫌だと思うことはしないことが重要です。

相手がいつも明確に「NO」と意思表示できるとは限りません。特に上司-部下、先輩-後輩など強者-弱者の間では、はっきりとした拒否の態度はとりにくいため、ハラスメントになりやすいことを自覚して下さい。

職場の一員として気をつけること

職場からハラスメントの被害者や加害者を出さないためには、ハラスメントを見かけたら勇気を持って注意したり、被害者の相談にのったり、ハラスメント相談員（下記）へ直接連絡することが大切です。

もしあなたが被害にあったら・・・

- 嫌なことは「嫌」と相手に対してはっきり伝えることが大切です。相手はあなたの気持ちに気づいていないかもしれません。一人で言えない場合には、周囲の人に助けを求めましょう。
- できれば「いつ、どこで、誰から、どのようなことをされたか、言われたか」について記録しておきましょう。可能な限り、電話やメール等の記録も残しておいてください。
- 一人で悩まず、身近な人や相談員に相談しましょう。相談員もあなたの立場に立って支援します



ハラスメント相談員

永嶋 哲也 (医療倫理学・教授)	(内線 120)	永井 淳 (地域連携センター・教授)	(内線 601)
金子 高士 (口腔医療センター・教授)	(外線 409-1050)	鳥巢 浩幸 (小児科学・教授)	(内線 295)
森田 浩光 (総合歯科学・准教授)	(内線 136)	香川 豊宏 (画像診断学・准教授)	(内線 326)
谷口 奈央 (口腔健康科学・准教授)	(内線 175)	長 環 (感染生物学・准教授)	(内線 677)
松崎英津子 (歯科保存学・講師)	(内線 631)	都築 尊 (有床義歯学・准教授)	(内線 315)
馬場 篤子 (育成小児歯科学・講師)	(内線 656)		
末永 陽子 (成人看護学・講師)	(内線 785)	中村加奈子 (小児看護学・講師)	(内線 781)
松本 裕子 (学事顧問)	(内線 776)		
後藤加寿子 (短大歯科衛生学科・准教授)	(内線 153)	末松美保子 (短大保健福祉学科・教授)	(内線 156)
和才 広輝 (総務課・課長補佐)	(内線 533)	赤坂竜之介 (短大事務課・課長補佐)	(内線 101)
多賀谷陽子 (病院事務課・事務職員)	(内線 286)		
郡 留美 (看護師)	(内線 250)	辰島 敦子 (看護師)	(内線 511)
江端紀代美 (歯科衛生士)	(内線 223)	関 真理子 (歯科衛生士)	(内線 289)
草場 裕美 (口腔医療センター 歯科衛生士)	(外線 409-1050)		
松尾 哲也 (介護老人保健施設・介護職員)	(内線 712)	安井みずえ (介護老人保健施設・歯科衛生士)	(内線 706)

☒ ハラスメントに関する専用メールアドレス jinken@college.fdcnet.ac.jp

- ◆ 相談員は、ハラスメント等に関する対応等に当たっては、関係者のプライバシーや名誉など人権を尊重し、対応します。また、相談員は秘密を厳守することを誓約していますので、安心して相談してください。
- ◆ 被害を受けた人だけでなく、被害を目撃した人や被害を与えたとされた人、被害者から相談を受けた人など、ハラスメントに関し、悩み等をもつ人など誰でも相談することができます。匿名でも構いません。